

(正)

自費工事施工承認申請書

令和 年 月 日

清瀬市長 殿

住 所

氏 名

担 当 者

電 話 ()

下記のとおり、自費工事により道路に関する工事を施工したいので、道路法第24条の規定により関係図書を添え申請します。

工事目的								
工事場所	路線名	清瀬市道第 号線			車道・歩道・その他			
	場所	清瀬市 丁目			番地			
工事規模	幅員	延長		面積		数量		
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間							
添付書類	案内図・平面図・断面図（横、縦）構造詳細図・その他（ ）							
市 記 載 欄	警 察 署 意 見 欄							
	交通上支障が有、無、その他 令和 年 月 日 警察署長							
	この申請内容は、支障ないものと思われるので道路法第24条の規定により、別紙条件の 通り許可してよろしいか伺います。							
	市長	副市長	部長	課長		係長	係	合議
	收受月日	令和 年 月 日			收受番号	第 一 号		
	許可月日	令和 年 月 日						
備 考								

(副)

自費工事施工承認書

住所
氏名
担当者
電話 ()

殿

下記のとおり、自費工事により道路に関する工事を施工について、道路法の規定により、別紙条件を付して、承認します。

工事目的				
工事場所	路線名	清瀬市道第	号線	車道・歩道・その他
	場所	清瀬市	丁目	番地
工事規模	幅員	延長	面積	数量
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間			
添付書類	案内図・平面図・断面図（横・縦）・構造詳細図・その他（ ）			

自費工事施工承認書

清都道収第 ー 号の2
令和 年 月 日

令和 年 月 日付、清都道収第 ー 号により申請のあった自費工事施工承認申請について、道路法の規定に基づき下記のとおり承認する。

清瀬市長 澁谷 桂司

記

- 工事目的、場所、規模、構造、及び工事の実施方法は、上記のとおり。
- 工事期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 条件
 - 工事は着手、しゅん功とも、本市都市整備部道路交通課に届け出てその指示に従うこと。
 - 掘削工事、復旧工事、舗装工事、及び工事施工後の措置については、昭和54年4月2日付、都告示第426号を準用し施工すること。
 - 交通保安ついて、所轄警察署長、及び消防署長の承認を受けその指示に従うこと。
 - 自費工事の材料及び設計については、東京都土木材料仕様書、道路工事設計基準を準用し施工する。

この道路占用承認書について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、清瀬市長に対して審査請求をすることができます（なお、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この承認書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、清瀬市を被告として（訴訟において清瀬市を代表する者は清瀬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この承認書を受け取った日又は、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日又は、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）